~児童虐待防止対策を強化するため市独自の児童相談所を整備します!~ 「**鹿児島市児童相談所(仮称)施設整備計画」** 素 案 に ご 意 見 を お 寄 せ く だ さ い

意見募集(パブリックコメント)

市民のみなさんへ

本市では、児童虐待対策の強化のため、児童相談所の整備に向けて取組を進めています。この度、施設整備に関するコンセプトや方針などを整理した「鹿児島市児童相談所(仮称)施設整備計画」の素案がまとまりましたので公表いたします。

今後、市民の皆さんのご意見を参考にさせていただきながら、計画を策定してまいりたいと考えておりますので、皆さんのご意見をお寄せください。

意見等の募集期間

令和6年11月26日(火)~令和7年1月10日(金)[当日消印有効]

意見等の提出方法

ご意見等の提出の際は、別紙の記入用紙(任意の用紙でも結構です。)に住所、氏名 (法人または団体等の場合は所在地及び法人名等)、電話番号、素案に対するご意見 等をご記入のうえ、郵便、ファックス、電子メール、電子申請又は直接持参での提出 をお願いいたします(郵送の場合は、備え付けの封筒をご利用ください。〔送料不要〕)。 ※計画の素案(全体版)をご希望の方は、担当課までご連絡ください。

提 出 先

〈郵送·持参〉 〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

西別館2階

鹿児島市 児童相談所準備室

〈ファックス〉 099-808-6787

〈電子メール〉 jisoujunbi@city.kagoshima.lg.jp

〈電子申請システム〉 鹿児島市ホームページから検索

パブコメ 鹿児島市児童相談所 検索

電子メールの 二次元コード



電子申請システムの 二次元コード



※ご意見等は、鹿児島市ホームページの電子申請システムからも提出できます。

(裏面につづきます。→)

鹿児島市

意見等の提出に際しての留意事項

- (1)対象となる方
 - ① 本市内に住所を有する方
 - ② 本市内に通勤・通学する方
 - ③ 本市内に事務所又は事業所を有する方
- (2) 意見提出時の留意事項
 - ① 住所、氏名及び連絡先を必ず記載してください。 住所が市外の場合は、「市内に通勤・通学」又は「市内に事務所・事業所を 有する」旨を記載してください。

(記入用紙の「1 市内に通勤 2 市内に通学 3 市内に事務所又は事業所を有する」のいずれかに○をつけてください。)

- ② 電話や口頭による意見提出は受付できませんので、文書で提出してください。
- ③ 匿名の場合は、書面で提出されても受付できません。
- ④ 期限を過ぎて提出されたご意見等は、パブリックコメント手続きによる意見 としての取扱いはできませんので、提出期限にご注意ください。

お寄せいただいた意見等の取扱い

- (1) お寄せいただいたご意見等につきましては、一覧表にまとめて、その概要と ご意見等に対する検討結果を市のホームページ、市政情報コーナー(みなと 大通り別館1階)等で公表いたします。
 - なお、提出された個々のご意見への回答をご希望の方は直接お問い合わせく ださい。
- (2) 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(住所・氏名等)は公表いたしません。

お問い合わせ先

鹿 児 島 市 児童相談所準備室

電 話 099-803-9533(直通)

ファックス 099-808-6787

電子メール iisoujunbi@city.kagoshima.lg.jp